

葉山町議会議長 伊東圭介 様

トゥモローランド・ホテル建設に関し事業者と葉山町の「開発事業に関する協定書」の締結手続きのやり直しと、その間の工事の停止を求める陳情書

1 陳情の主旨

葉山町堀内字葉山 955 番 2 他 7 筆で着工している株式会社トゥモローランドによるホテル建設工事に関し、トゥモローランド(以下、「事業者」という)が葉山町と締結した「開発事業に関する協定書(令和 4 年 4 月 27 日)」の事前協議において事業者が葉山町に提出した書類に強く虚偽が疑われる内容が多数存在します。

このような状況下において、既に着工されてしまっている建設工事の停止と「開発事業に関する協定書」の締結手続きをやり直すことを強く要望しています。議会から葉山町行政に対し、町と事業者と提出書類の虚偽を証言する住民の三者協議の場を設けるよう求め、当該提出書類(添付資料-1)に対して住民が行なった調査内容(添付資料-2)について確認し、事業者の不正及び不誠実な対応が明らかな場合は、「開発事業に関する協定書」第 21 条に従い、事業者と改めて「開発事業に関する協定書」の締結手続きをやり直し、その間の工事の停止と、不正な手続きによる交付が確認された場合は「事前協議確認通知書」を取り消し、葉山町まちづくり条例(事業着手等の制限)第 19 条 1 項に従い、事業者の開発事業の着手を認めないよう議会から葉山町行政に対し勧告していただきたく陳情いたします。

2 陳情の理由

事業者が葉山町に提出した事業計画地への進入退出道路の沿道住民と 6m の道路拡幅について協議した「取り付け道路沿道の土地建物所有者への協議記録」(添付資料-1)に、事業者の訪問及び協議の事実について全く記憶が無いと証言している土地建物所有者の訪問記録や議事録が存在しています。証言された方のお一人は 2023 年 5 月 9 日(火)13:00-14:00 に町役場で行われた山梨町長との面談にて自ら直接はっきりと「事業者から 6m の道路拡幅について協議を打診された事実は無い」と説明しています(面談の録音音源あり)。他にも訪問記録や議事録がある土地建物所有者の多くの方がその事実を否定しています(添付資料-2)。加えて、この事業者による 6m の道路拡幅の協議は、協議を必要とする沿道住民の全てを対象にしていません。

このような事実は、開発事業事前協議書の内容に強い疑念を抱かせるものであり、「開発事業に関する協定書」の締結において正当な手続きが行われたのか強く疑われます。さらに事業者の葉山町と住民を偽る対応は、葉山町まちづくり条例(基本理念)第 2 条 2 項の「まちづくりは、前条の目的に従って、町、町民及び事業者の協働により取り組まなければならない」及び(近隣住民への周知)第 17 条 1 項を無視していると言わざるを得ません。

よって、事業者の不正及び不誠実な対応が明らかな場合は、「開発事業に関する協定書」第 21 条に従い、事業者と改めて以下の項目について「開発事業に関する協定書」の締結手続きをやり直し、その間の工事の停止と、

- 1) 事業計画地へ進入退出する道路沿道の全ての土地建物所有者と 6m の道路拡幅の協議を行うこと。
- 2) 現在のホテル新築計画・図面、工事方法について改めて住民説明会を開催すること。

2020 年 6 月 21 日の第 1 回ホテル新築計画説明会、2022 年 7 月 23 日の工事説明会の内容と現在の

ホテル新築計画・図面、工事方法について比較して説明すること。

3) 20220317 葉山町道路河川課の指導対策書の対策内容と実際のホテル新築計画・図面、工事方法の齟齬を是正すること。(町道 240 号線の6m 以上の拡幅、工事車両を4t 以下にする等)

4) 上記2)において新たに判明したホテル新築計画・図面、工事方法と葉山町まちづくり条例に定める制限との齟齬を是正すること。

不正な手続きによる交付が確認された場合は「事前協議確認通知書」を取り消し、葉山町まちづくり条例(事業着手等の制限)第19条1項に従い、事業者の開発事業の着手を認めないことを、議会から葉山町行政に対し勧告していただけますようお願いいたします。

令和 5年 6月 8日

住所 神奈川県三浦郡葉山町堀内 932-6

氏名 鳥山泰輔

